

協議会登録商標 JHP マーク使用基準（二次製品）

第1条 確認証明書交付規程（以下規程という）に基づき、二次製品に証明書の写し、登録番号、または「協議会登録商標 JHP マーク（以下マークという）（様式4）」（以下証明書等という）を使用する場合は本基準に従うものとする。

第2条 証明書等を使用できる製造業者は規程第11条の「枝番号および付帯表示届」で一次製造業者より届出のあった二次製造業者に限られる。

第3条 証明書等を付した一次製品を購入し、これより二次製品を製造するものは二次製品に証明書等をつけることができる。ただし、マークのみをつけるときは協議会がそのマーク表示者を判別できる付帯表示を付けることを要する。付帯表示は製造業者に対し固有の番号として製造業者に協議会が与えるものを使用するか、または、製造業者の商標登録とする。いずれも、事前に所定の「マーク使用許可願」（様式B-1、B-2）により協議会へ届けるものとする（年度ごとに更新）。

第4条 マーク使用の必要がなくなった場合は、速やかに「マーク使用廃止届」（様式C）により協議会に届けるものとする。

第5条 マーク使用者が本基準に違反したと協議会が認めた場合、マーク使用の許可を取り消すことができる。

塩食協登録商標 JHP マーク使用基準（二次製品）の表示に関する実施規程

第1条 確認証明書（塩食協型）交付規程（以下、「塩食協交付規程」という）に基づき、二次製品に証明書の写し、登録番号、または「登録商標 JHP マーク（以下、「JHP マーク」という）（様式）」（以下、「証明書等」という）を使用する場合は本規程に従うものとする。

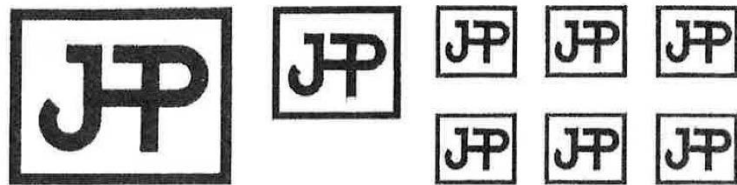
第2条 証明書等を使用できる製造業者は塩食協交付規程第11条の「枝番号および付帯表示届」で一次製造業者より届出のあった二次製造業者に限られる。

第3条 証明書等を付した一次製品を購入し、これより二次製品を製造するものは二次製品に証明書等をつけることができる。ただし、マークのみをつけるときは食品接触材料安全センター（以下、「安全センター」という）がそのマーク表示者を判別できる付帯表示を付けることを要する。付帯表示は製造業者に対し固有の番号として製造業者に安全センターが与えるものを使用するか、または、製造業者の商標登録とする。いずれも、事前に所定の「マーク使用許可願」（様式B-1、B-2）により安全センターへ届けるものとする（年度ごとに更新）。

第4条 マーク使用の必要がなくなった場合は、速やかに「マーク使用廃止届」（様式C）により安全センターに届けるものとする。

第5条 マーク使用者が本規程に違反したと安全センターが認めた場合、マーク使用の許可を取り消すことができる。

様式4 協議会登録商標 JHP マーク



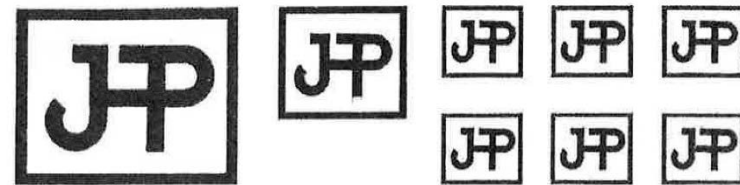
< JHP マークについて >

- 1) JHP マークは塩ビ食品衛生協議会の登録商標であり、拡大、縮小して使用する。(製品への刻印、ラベルなどへの印刷) 際は、同一比率で使用する。
- 2) ラベル等への印刷の際、付記する文面として下記の説明文は使用してもよい。
 - (1) 塩ビ食品衛生協議会 JHP 規格適合品
 - (2) 食品・添加物等の規格基準 (厚生省告示第 370 号、厚生省告示第 20 号) 適合品
 - (3) 食品容器・包装用
 - (4) 登録番号

附 則

- 第1条 最初の制定は経営会議で制定し、2021年4月1日から適用する。
- 第2条 当面の間は、会員番号として従前の塩食協会員番号及び付帯表示として従前の表示内容で代替もしくは併記することができるものとする。

様式 登録商標 JHP マーク



< JHP マークについて >

- 1) JHP マークは食品接触材料安全センターの登録商標であり、拡大、縮小して使用する。(製品への刻印、ラベルなどへの印刷) 際は、同一比率で使用する。
- 2) ラベル等への印刷の際、付記する文面として下記の説明文は使用してもよい。
 - (1) 塩ビ食品衛生協議会 JHP 規格適合品
 - (2) 食品・添加物等の規格基準 (厚生省告示第 370 号、厚生省告示第 20 号) 適合品
 - (3) 食品容器・包装用
 - (4) 当面の間は、会員番号として従前の塩食協登録番号及び付帯表示として従前の表示内容で代替もしくは併記ができるものとする。